

議第93号

高山市児童センター管理条例の一部を改正する条例について

高山市児童センター管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年12月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

国府児童館を移転するため改正しようとする。

高山市児童センター管理条例の一部を改正する条例

高山市児童センター管理条例（昭和57年高山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市城山児童センターの項・高山市山王児童センターの項（略）</td> </tr> <tr> <td>高山市国府児童館</td> <td>高山市国府町三日町380番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市城山児童センターの項・高山市山王児童センターの項（略）		高山市国府児童館	高山市国府町三日町380番地1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市城山児童センターの項・高山市山王児童センターの項（略）</td> </tr> <tr> <td>高山市国府児童館</td> <td>高山市国府町三日町547番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市城山児童センターの項・高山市山王児童センターの項（略）		高山市国府児童館	高山市国府町三日町547番地1
名称	位置												
高山市城山児童センターの項・高山市山王児童センターの項（略）													
高山市国府児童館	高山市国府町三日町380番地1												
名称	位置												
高山市城山児童センターの項・高山市山王児童センターの項（略）													
高山市国府児童館	高山市国府町三日町547番地1												

附 則

この条例は、平成30年2月1日から施行する。